

平成29年 3月30日

建住 第 6087 号

## 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律における届出等の取扱いについて

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）に基づく届出等（同法第19条第1項の届出、第20条第2項の通知、附則第3条第2項の届出及び附則第3条第7項の通知のことをいう。以下同じ。）に係る取扱いを下記のように定め、平成29年4月1日から適用する。

### 記

- 1 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号。以下「施行規則」という。）第12条第1項に規定する所管行政庁が必要と認める図書は、届出等に係る計画が建築物エネルギー消費性能基準に適合することを示す次に掲げる書類を有する場合にあっては当該書類の写しとする。
  - ① 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第5条第1項に規定する住宅性能評価書（戸建て住宅に係るものであって、日本住宅性能表示基準（平成13年国土交通省告示第1346号）に規定する断熱等性能等級が等級4であり、かつ、一次エネルギー消費量等級が等級4又は5であるものに限る。）
  - ② 住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則（平成12年建設省令第20号）第45条第1項に規定する型式住宅部分等製造者認証書（戸建て住宅に係るものであって、日本住宅性能表示基準に規定する断熱等性能等級が等級4であり、かつ、一次エネルギー消費量等級が等級4又は5であるものに限る。）
  - ③ 一般社団法人住宅性能評価・表示協会が運用する建築物省エネルギー性能表示制度に基づく評価書（建築物全体を評価しているものであって、一次エネルギー消費量基準に適合しているものに限る。また、住宅にあっては、これに加えて、外皮基準に適合（共同住宅にあっては、各住戸が外皮基準に適合）しているものに限る。）
- 2 施行規則第12条第3項に規定する所管行政庁が不要と認める図書は、上記1掲げる書類の写しを添付する場合にあっては同条第1項に規定する建築物のエネルギー消費性能の確保のための措置の内容を表示した各階平面図、断面図、機器表（昇降機にあっては、仕様書）及び系統図（これらのうち、知事が必要と認める図書を除く。）とする。

以上